

## 【水口体育館レンタルボックス出店規約】

1、水口体育館指定管理者三幸株式会社が実施する「レンタルボックス」に出店するための資格及び条件

- ①販売する品目等を申請し、管理者から出店許可を得ていること
- ②申込代表者本人および出店従事者が反社会的勢力の構成員、準構成員でないこと
- ③管理者が撮影する作品の写真、動画がチラシやホームページなどに掲載することに同意いただけること

2、出店にあたっての諸注意

- ①出店は、1区画が縦26cm・横40cm・奥行26cm内に納めてください
- ②作品の値付け等は、出店者でおこなってください ※値段設定は10円単位からでお願いいたします
- ③作品の出店および撤収の際に発生したゴミは必ずお持ち帰りください
- ④物品の入れ替え、レイアウト変更などは、出店者本人および出店者に許可を得た従事者が、水口体育館 営業日の8時30分から19時の間におこなってください
- ⑤出店期間を厳守し、作品は最終日（月末最終営業日19時）までに必ず撤収してください  
期間内に作品の撤収に来られない場合は、管理者で処分させていただきます
- ⑥お預かりしている売上金は、作品撤収時にお渡しいたします
- ⑦管理者は、作品の盗難被害、紛失、破損等の責任は負いません
- ⑧管理者は、出店者と購入者の金銭のやり取り、作品の売買に関して一切の関与、責任を負いません
- ⑨出店する作品は、ハンドメイドのアクセサリー・雑貨、小物・衣類・木工装飾品など管理者が許可した物に限ります
- ⑩飲食物・生物・植物・危険物、火気を使用する物・違法品など法的にふれる物の出店はお断りします

3、出店申込期間は、レンタルを希望する月の一か月前の月初営業日から20日（20日が休館日の場合は翌日）までとし、出店確定のご連絡は毎月25日（25日が休館日の場合は翌日）に差し上げますが、その日にお電話がつながらない、またはその日のうちに折り返しのご連絡をいただけない場合は、出店お申込みの取り消しとなります ※申込み多数の場合は、主催者抽選とします

4、レンタルボックス料について

- ①1000円／月（月初営業日8時30分から月末最終営業日19時まで）  
※料金は、利用開始日にお支払いください



### 「レンタルボックス出店規約同意書・出店申込書」

甲賀市水口体育館指定管理者 三幸株式会社殿

令和 年 月 日

上記の出店規約に承諾し、令和 年 月分を申込みます

氏名（自筆） \_\_\_\_\_

住所（〒 ） \_\_\_\_\_

電話番号 ( - - - ) \_\_\_\_\_

### 「売上金受領書」

●出店期間：令和 年 月度 売上金額 ¥ \_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_

令和 年 月 日 上記レンタルボックス売上金を受領しました

受領サイン（自筆） \_\_\_\_\_